様式第七（第五十八条関係）

解体業変更届出書

年　　月　　日

豊橋市長　　殿

（郵便番号）
住　　所

氏　　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

　　年　　月　　日付け第　　号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第６３条第１項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

誓　　約　　書

平成　　年　　月　　日

豊橋市長　　殿

住　所

氏　名　　印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

1　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

2　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

3　この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

4　第六十六条（第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第七条の四若しくは第十四条の三の二（廃棄物処理法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

5　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

6　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

7　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が１から６までのいずれかに該当するもの

8　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに１から６までのいずれかに該当する者のあるもの

9　法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

10　個人で政令で定める使用人のうちに１から６までのいずれかに該当する者のあるもの